

## 平成23年度 第2回富田林市都市計画審議会 議事録

平成24年2月2日開催  
市役所2階 全員協議会室

### ○富田林市都市計画審議会委員

#### ・出席委員

中上隆三、土井廣和、石原三和、増田 昇、阪野拓也、若林 学、辰巳真司、川谷洋史、西川宏郎、南齋哲平、司やよい、奥田良久、林 光子、渡邊ヒロミ

#### ・欠席委員

下野恵子、吉村善美、鈴木 憲、山本剛史、來山利夫、新子智一、山内庸行

### ○事務局

浅川 充、浦 俊樹、北野俊夫、仲野仁人、森木和幸、原田揚子、葉山 勉、鷹野友美

---

#### 《事務局：浦》

委員の皆様方、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より平成23年度第2回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。

改めまして、委員の皆様方におかれましては、お忙しいなか、また今日大変寒うございます。寒い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日も何卒よろしくお願い致します。

それでは、まず、配付させていただいております書類の方の確認をさせていただきます。

まず、会議次第、委員の皆様方の名簿、配席図、議案書、その他関連の資料、そして本日、議案書の差し替え分がございます。

配布させていただいております書類に不足分はございませんか。

#### 《委員》

なし。

#### 《事務局：浦》

差し替え分につきましては、まず議案書の7ページの図中の数値に一部誤りがございましたもの、これが一件、もう一件は議案書の資料18ページ、上段のフロー図がございますが、当審議会への報告日がお渡ししたものは11月30日となっておりますが、9月30日の誤りでございます。以上、差し替えの方よろしくお願いいたしたいと思います。ですので、本日お配りさせていただきました方をご覧い

ただくようお願いいたします。不足分がないようですので 進めさせていただきます。

本日、下野委員、吉村委員、鈴木委員、山本委員、來山委員、新子委員、山内委員におかれましては、事前にご欠席とのご連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

従いまして、本日委員総数21名中、14名の委員の皆様方にご出席をいただいておりますので、審議会条例第5条第2項によります定足数を満たしておりますこと、ここにご報告申し上げます。

なお、本日の審議会の議事は、本市の「会議の公開に関する指針」により、公開することとなっておりますので、こちらの方もあらかじめご了承をお願いいたします。

本日は1名の方が傍聴を希望され、既に入室していただいておりますので、ご報告させていただきます。

傍聴をされる方をお願い申し上げます。本日の審議会の資料といっしょに配付しております「会議の傍聴に係る遵守事項」をお守り頂き、議事の円滑な運営が行えますようご協力の程、よろしくお願い致します。

委員の皆様方のお手元にマイクがございますが、本日ちょっとこの場でご発言いただく分には何ら支障はございませんが録音の方が、今お手元がございますマイクの調子が悪いということで、ご発言の際には、またこのハンドマイクの方をお席の方へお届けさせていただき予定をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行は増田会長をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

《議長：増田会長》

皆さん、おはようございます。平成23年度の第2回の審議会を開きたいと思っておりますけれども、今日は非常にお寒くて、少し体調を壊された方も多いということで、珍しく7名のご欠席ということですが、会は成立しておりますので進めさせていただきたいと思っております。座って進行させていただきます。

それでは、議事に入りたいと思っております。議事次第に基づいて会議を進めさせていただきます。

まず、議事次第ですけれども2番目でございます委員交代の件がございます。今回、委員の交代がございましたので事務局の方からご紹介をいただければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

《事務局：浦》

申し遅れました。事務局、まちづくり推進課 浦でございます。それでは、今の点につきましてご報告申し上げます。前回の都市計画審議会から本日までに、1名の委員の交代がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

審議会条例第2条第1項第1号委員であります、土井委員でいらっしゃいます。

《土井委員》

JA 大阪南の土井廣和でございます。しっかり勉強して頑張っていきたいと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

《事務局：浦》

ありがとうございます。

交代されました土井委員の任期は、条例第2条第3項により、前任者の残任期間であります、平成24年6月30日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、交代されました委員のご紹介を終わらせていただきます。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございました。交代されました土井委員様にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日予定しておりますのは議案が1件、報告案件が1件、その他案件の合計3件でございます。進めて参りたいと思ひます。その前に議案に入る前にですね、前回少し市決定路線の都市計画決定路線の未整備区間の割合が、というご質問がございましたので、始める前に少し事務局の方からご報告をいただきたいという風に思ひます。よろしくお願ひいたします。

《事務局：葉山》

まちづくり推進課の葉山と申します。

それでは前回の審議会で、山内委員様からご質問いただきました質問の内容とその回答について、報告させていただきます。

「前回の審議会でのご質問事項について」という、こちらの1枚を資料としてお配りしておりますので、そちらも合わせてご覧ください。

まず、ご質問の内容につきましては、1. 富田林市における都市計画道路の、整備済又は整備中の道路と未着手の道路の割合について、2. 富田林市の未着手路線のうち、府決定と市決定の道路の割合について、以上2点のご質問をいただきました。

それでは、まず大阪府下全体の都市計画道路の整備状況について、前回の審議会でも説明させていただきましたが、再度説明させていただきます。

大阪府下全体の都市計画道路の整備状況につきましては、計画総延長2,040kmのうち、整備済み又は整備中の延長は1,324km、全体の約65%、また、未着手の延長は716km、全体の約35%となっています。また、大阪府下全体の未着手路線のうち、大阪府決定と市町村決定のそれぞれの割合につきましては、府決定の延長が479kmで約67%、市町村決定の延長は237kmで約33%となっています。

続いて、ご質問いただきました本市の都市計画道路の整備状況ですが、計画総延長63.77kmのうち、整備済み又は整備中の延長は36.85km、市全体の約58%、また、未着手の延長は26.92km、市全体の約42%となっています。また、本市の未着手路線のうち、府決定と市決定のそれぞれの割合につきましては、府決定の延長が14.39kmで約53%、市決定の延長は12.53kmで約47%となっています。

以上で、前回の審議会でご質問いただきました内容とその回答についての報告を終わります。

ありがとうございました。

〈議長：増田会長〉

前回の宿題と言いますが、ご質問に対してのご回答ですけれどもよろしいでしょうか。

まあ、少し大阪府下で比べると、若干整備の進捗状況が低い部類に入っているということですね。平均が大阪府下35%ですから、富田林の場合42%若干未整備区間が多い、割合が多いというような状況でございます。よろしいでしょうか。

そしたら、これから議へ入っていきたいと思います。

改めまして議第1号「南部大阪都市計画道路の変更について（大阪府決定）」を事務局より説明をお願いします。

〈事務局：鷹野〉

まちづくり推進課の鷹野と申します。よろしくお願いいいたします。

議第一号といたしまして、「南部大阪都市計画道路の変更について（大阪府決定）」の説明に入りたいと思います。前面のスクリーンを用いて説明いたしますが、万が一スクリーンに見にくい箇所などがございましたら、画面右上にお手元の資料のページ数を表示しておりますので、ご参照ください。また、資料の3ページから7ページにこちらの画面と同じものを、資料の9ページと10ページに都市計画道路見直しの基本方針概要を表示しておりますのでそちらもあわせてご覧ください。

前回の都市計画審議会において報告させていただきました、「都市計画道路の見直し（大阪府決定）」について、その後、平成23年12月5日付けで大阪府より市への意見照会がきている状態でございます。今回の都市計画変更については、すべて大阪府決定の都市計画であるため、本審議会は、大阪府による市への意見照会による諮問を行わせていただくものでございます。

それでは、まず始めに前回の審議会でも説明させていただきましたが、都市計画道路の現状と変更に至った背景について説明をさせていただきます。

都市計画道路とは、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を行うことを目的として都市計画決定された都市計画施設のの一つのことです。この都市計画道路の多くは、高度経済成長期の急激な都市の拡大等に対処するため、昭和30年代から昭和40年代前半にかけて計画決定されてきました。

しかし、人口減少や経済状況による財政の制約等により、都市計画道路の整備ペースも急激に鈍化した結果、多くの都市計画道路が未着手のまま存在している状況となっております。

大阪府では、こうした状況を受けまして、平成23年3月に改正した、「南部大阪都市計画区域マスタープラン」の中で、都市計画道路について、「長期未着手となっている都市計画道路は、その必要性や実現性を総合的に評価した上で別途定める基本方針に基づき、見直しを進める」としております。この中に出てくる基本方針とは、大阪府が「都市計画道路見直しの基本方針」として平成23年3月に策定したもので、都市づくりの方針との整合性や交通処理機能等様々な観点から必要性を判断し、存続・変更・廃止の方向性を決定していくものです。なお、期間といたしましては、平成23年度から平成25年度までの3カ年での見直しを予定しております。

それでは、今回の変更内容の詳細につきましてこちらの画面をご覧ください。

こちらは、富田林全域をうつしたものです。青い線は大阪府決定の都市計画道路、赤い線は富田林市決定の都市計画道路を示しております。

今回、変更の対象となります路線は、本市域北東側でございます、狭山河南線と柏原赤阪線となりま

す。

これらの2路線の詳細についてですが、狭山河南線は、西は大阪河内長野線との接点から、東は今回廃止予定である柏原赤阪線との接点までをつなぎ、大阪狭山市、富田林市、河南町を東西に横断するかたちで位置しております。富田林市域における延長は約5,420mで、五軒家二丁目地内から西条町一丁目地内をつないでおります。延長約5,420mのうち、青線部、約960mについては整備が完了している状態でございます。

柏原赤阪線は、北は羽曳野市と柏原市の境界から南は国道309号の接点までをつなぎ、羽曳野市、富田林市、太子町、河南町の2市2町を南北に縦断するかたちで位置しております。富田林市域における延長は、約350mで、通法寺町地内から西条町二丁目地内をつないでおります。こちらの路線については、全線事業未着手という状態でございます。

どちらの路線についても、大阪府決定の都市計画道路となります。それでは、計画変更の詳細について説明いたします。

まず、狭山河南線についてですが、今回の計画変更によって本市域内に関しまして、現在事業未着手区間である西条町二丁目地内、延長約140mを一部区間廃止することとなります。よって、変更後の延長といたしましては約5,280mとなります。

次に、柏原赤阪線でございますが、今回の計画変更によって本市域内に関しまして、延長約350mを全区間廃止することとなります。

変更内容の新旧対照表については、このようになります。狭山河南線については、終点を西条町一丁目地内より中野町東二丁目地内へ変更となります。それに伴い、延長が約5,420mから約5,280mへと変更となります。

柏原赤阪線については、起点、通法寺町地内から終点、西条町二丁目地内までの全線を廃止することとなります。

変更理由といたしましては、資料7ページに添付しておりますように、平成23年3月策定の「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づいて、狭山河南線の一部区間の廃止及び柏原赤阪線を廃止するものです。

大阪府が進める都市計画変更の流れは次のようになります。地元説明会につきましては、大阪府の主催により平成23年10月20日に開催いたしております。また、都市計画公聴会につきましては、公述申出がなかったため中止となっております。その後、都市計画の原案の決定を経まして、都市計画原案の公告・縦覧と、先ほど申しました、市への意見照会を行ったあと、都市計画の案が確定されます。

そして、平成24年2月14日に開催されます、大阪府都市計画審議会を経て、都市計画決定を行うこととなります。以上で説明を終わります。

大阪府決定における、南部大阪都市計画道路の変更について、ご審議の方よろしくお願いいたします。

〈議長：増田会長〉

はい、ありがとうございました。ただいま、ご説明を受けました議第1号「南部大阪都市計画道路の変更について（大阪府決定）」、何かご質問はございますでしょうか。いかがでしょうか。

はい、阪野委員どうぞ。

《阪野委員》

前回こういったことがあって、また今も説明いただいたんですけども、確か審議会としては決定すべきものを審議するんだからこれで結構かと思うんですけども、逆に言うたらここに出ないものがどうなってるのかなと。例えば、他の道路はつくるけれども、これだけは廃止するからこれを提案してますねんということなのか、他の道路に関してはまだ全然決まってないねんと、廃止すると決まったやつだけ順番に出していくんで、まだまだ出てくるかもしれまへんねんってなっているのか、ちょっとそのへんの関係っていうんですかね、全体像をちょっと教えていただけたらと思うんですけども。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

《事務局：鷹野》

あの、今回の議題なんですけれども、2路線出させていただいている狭山河南線と柏原赤阪線の方が今現在廃止と計画変更の分を出てる分になります。

で、他の路線についてなんですけれども大阪府の方が順次そういう風に方針に従って進めていくんですけども、まだそのどの路線を計画変更するとか、廃止する、存続するというのはまだそこまで具体的に上がってない状態になります。

《阪野委員》

あの少なくとも議題になっている柏原河南線ですか、これについてはここだけだというふうに理解してよろしいのでしょうか。この路線についてもまた次の区間が出てくる可能性があるのでしょうか。

《事務局：鷹野》

狭山河南線についてですかね。

《事務局：仲野》

すいません。あの、狭山河南線についてはね、とりあえず今大阪府からはこの区間、まあ正直な話を言うと柏原赤阪線が全線未着手やと。で、この路線を消したために狭山河南線の行き先がなくなってしまったと。こういう状況で、できてない部分を消している、という状況ですね。だから先程お答えさせていただいたみたいに今後狭山河南線の必要性っていうのを十分議論した中で通していくんやっていう話に多分なっていくと思います。

ただ、市としましてもね、本来東西交通路っていうのが富田林自体、かなり今、脆弱やっていうのもありますんで、市としてはできればこの路線っていうのは何とかしたいなっていう思いはあるんですけども、なかなかその今お金の話とか色々ありまして正直厳しいところもあります。で、今国の方が地方へ権限を委譲している状況がありまして、先程前回の都計審の質問にもありましたように府決定と市決定の割合っていうものが結構この年度によって変わるんですよ。今後ひょっとしたら、今は大阪府決定になっている路線が市決定に委譲されてくる場合もあると。てなってきたときに、またいろんな問題、例えば今回もそうやったんですけども、近隣市町村さんとの連携ですね、こういう問題等も色々

出てくると思いますのでそのへんも当然調整した中で存続、廃止、まあ場合によったら例えば規模の縮小ですね、ていうのを検討していかなあかんのかなっていうふうに思っています。以上です。

《若林委員》

今回の資料の7ページの変更理由のところですね、変更理由として南部大阪都市計画道路のうち3・3・214-1号狭山河南線及び柏原赤阪線について、「大阪府都市計画道路見直しの基本方針」に基づき、計画の必要性を評価した結果、うんぬんとなっておりますけれども、これはただ抽象的にその、都市計画道路の変更の根拠を示しただけであって、問題なのはね、「計画の必要性を評価した結果」というところだと思うんです。それで、どのように計画の必要性を評価して、その必要がないと判断されたのか、その具体的内容をやはり説明していただく必要があると思います。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

《事務局：鷹野》

今回の変更なんですけれども、大阪府決定のものになりますので大阪府の方からこういう形で意見照会という形で市の方に諮問がきてるんですけれども、大阪府の方で後ろに載せさせていただいてます、「都市計画道路見直しの基本方針」の概要の方添付させていただいてるんですけれども、この方針に従って見直しというものを進めていまして、そうですね、この方針に従って進めているという状態なんですけれども。

《事務局：仲野》

ちょっと、補足させていただいてよろしいですか。大阪府の方がこの基本方針に基づきましてね、路線ごとのカルテっていうのを作成しております。そのカルテに基づきましてね、事業の実行性であるとか、いろんな観点からなど見て総合的に見た結果、柏原赤阪線については廃止っていう方針を出されたようです。当然、これを決定するにあたって関連している、どちらかといえば河南町さんだとか、太子町さんであるとか、まあちょっとここには入ってないですけど千早さんもね、都計道路の行き先には当然入ってきますので、まあそこへの何て言うんですかね調整っていうんですかね、っていうのをした上で決定されているっていう風に聞いております。以上です。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

《若林委員》

今の説明ではですね、諮問して、諮問を受けた側が判断するに必要なね、情報が提供されていないんじゃないかと思います。まず、大阪府の方で変更するという決定を出したのであれば、大阪府はかくかくしかじかの理由で変更するという決定を出しましたと、でその理由も含めて決定の相当性について判断すべきじゃないんでしょうか。

《議長：増田会長》

はい、これは多分皆さんにお配りしている資料の折り込みのA3のやつですね。で、A3の10ページを見ていただきますと、都市計画道路見直しのイメージというふうになっております。この審議会で大阪府の都市計画道路というのは、どういう方針で見直されてるかというのがこの審議会で報告されてると思います。説明も我々受けてるわけですね。先程事務局の方からご説明のありました評価というのは、ここに書いてますように交通の安全機能、防災機能、市街地形成機能、環境形成機能、でこれについて評価をして、最終的にはこの4つの機能全てに対して必要性がないという判断をしたので、廃止という、まあこういう手続きになってるということですね。まあ、あのおっしゃるように、ひよっとしたら一個一個のカルテをお示しするのがいいんでしょうけど、基本的にはもうすでにこの評価の仕組みというのをここで、一応ご報告をし、ご了解を得ていただいておりますので、この4つの評価項目に対して全て不必要という判断が出されたということで今回諮問が来ているという風なことだと思います。よろしいでしょうか。

《若林委員》

あくまでですね、基本方針概要であって廃止するかどうかというのは具体的にどの道路計画を廃止するのか、どこからどこまでの部分を廃止するのかという具体的な判断が大事だと思うんです。それによって、住民の生活からその交通の問題、その他諸々の影響が出るわけですから、それを何も抽象的基準を示してるから、示して大阪府がこう決定したからこれでいいんだというのはちょっと乱暴ではないのかなと思います。

《議長：増田会長》

はい、あの抽象的と言いますか、その通り評価されてるんですね。区間もここに書いておりますようにどの区間ごとに評価をしているかというのは機能的にまとまりのある区間ごとに評価しているということで、区間を明示しているわけですね。だから委員おっしゃるように見直しのカルテそのものも要するに示してここで議論すべきではないかという、これは非常に膨大な量がありますから、カルテそのものを示すということをするかどうかということですね。で、基本的には府の方の手続きもそうですし、見直しの基本方針そのものもパブコメをかけたり、審議会を通じて、その方針に基づいて、こういう4つの機能の視点から必要論を見てると、ということなんですね。

必要量があるところについては実現性を見てますけれども、今回廃止のところについてはこの4つの機能全てに必要性が認められなかったという条件の中で廃止がきてるということです。いかがでしょうか、皆さん方。はい。

《奥田委員》

私も同じような疑問を今もっています。で、先程阪野委員もおっしゃった話ですけれども、再度教えてほしいのはね、大阪府下全体の道路の見直しの中でこの南河内っていうか、ここでは南部大阪っていうてるんか。が、今回はこれですよと、全体が見直しをされてね、なってるんか、この南河内のところだけがこういう状況になってるんかっていうのかね、大阪全体のまちづくりの中でどういう扱いを受け



てるのかっていうのがよくわからないっていうのが1個、それからあの、このことによっていわゆる廃止によって本市のまちづくりにどういう影響を及ぼすのかということについて当局はね、どう考えてるんかという態度表明もほしいなと。でなかったら、先程おっしゃったような、もう大阪府が判断して何かもうアリの的に審議会ははいはいはいと送っていくっていう感じになってしまうとちゃうかな、という風に思います。それからもう1個、これ7ページのところの手順の中で地元説明会を去年の10月の20日ですか、実施をしたという風に書かれてます。これは、この見直し、大阪府の都市計画道路見直しの基本方針の中でも適宜、地元説明会を開催するなど地域住民の理解を十分に得る必要がある、という風に謳われておるわけですね。で、この地元説明会っていうのはどういう範囲を対象に行われて、どういう意見が出されたんかと、そういうことも教えてください。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

すいません。先程の大阪府の見直しの範囲なんですけれども当然南部大阪だけではなく、府下全域行っております。まあ、その中で南部大阪というか南河内地区ではこの2路線が対象になったという風に聞いております。で、あと本市への影響になるんですけども、今回廃止する路線っていうのはどちらかと言えば市の東部に位置する路線、結構市の一番東の河南町さん、太子町さんとの接点のところになってきますので、あのまあ、まだ今市の中で色々今後市決定路線もどうしていくんやって話も多分今後あると思いますんで、そこを整理していく上でも優先順位っていうのを考えていかなあかんって思ってるんですけども、てなってきたときに今回言うてる路線っていうのがなかなか、富田林単体だけで考えるとあまり上位にくる路線ではないのかなという風に考えております。あのどちらかと言えば、もっと河南町さんなり太子町さんとのつながりを持つような道路になってくると、でその中で先程言いましたみたいに大阪府が関係市町村と調整した中で、河南町さんや太子町さんが廃止に合意されたという状況を受けまして、本市としましても廃止っていう方向で合意、合意というか協議させていただいたという状況です。

で、あと地元説明会、大阪府が主催で行った地元説明会ですけども、この対象としましては都市計画道路が計画線の中には、計画線のある土地には権利制限をかけてるっていう状況がありますので、あの例えば建築物を建てる時には3階以上建てたらだめとか、木造とか簡易的な構造にしなきゃだめとかいう権利制限をかけてますので、その関係上対象としましてはその地権者等の関係権利者に対して周知を行った上で説明会をさしていただいています。意見の内容としましてはね、この基本方針に関する内容のご質問が多かった状況です。例えば奈良県など事例に挙げられまして、奈良県結構今新しい道路色々、高速道路とかもつくってる状況をふまえて、大阪府はどう考えてるんやっていう内容もあったんですけども、まあどうしても大阪府としては権利制限を実行性のない道路としてね、40年以上そういう土地に権利制限をかけてることがいかなものかという状況もふまえて、この基本方針に基づいてそういう見直しをする路線を決めていくっていうお話の説明が多かったです。以上です。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

例えば皆さん方色々出てる意見、まあこれは付帯意見付きみたいな形にするのか、あるいは議事録の形で残して大阪府に伝達するという形をとるのか、あるいはここの議論だけで要するに可否を皆さんに問うてやるのか、そのあたりいかがでしょうかね。多分あの、大きなご指摘というのは、1つはどの範囲を見直したのかという全体の要するにスキームを示して、要するに今回のここの部分がこういうふうになったと。従って、あの富田林地域の他の府の決定路線については今回の見直しの中で存続という形の評価になったのか、あるいは評価そのものがされてないのかとかですね、一番、あの阪野委員からあったような、そういう市域における大阪府決定路線の全体像を示してこの部分を示してほしいという意見ですね、1つは。で、もう1つは今回の廃止区間についてはやはりこのフローチャートの見直しの方針に基づいて決定されてますので決定、廃止を決定した根拠となるカルテを、概要でもいいですし、廃止を決定した根拠を示してほしいと。多分出てる意見はこの2つかと思うんですけども、これをつけて付帯意見という形でつけるかどうかということですけどもいかがでしょうか。

《阪野委員》

まあ、私はそこまでではなくて、ただ質問しただけなんですけども。

《議長：増田会長》

いかがでしょう。これはある部分やっぱりきっちりと計画決定してもらいたいということになれば、やはり付帯意見をつけて大阪府の都計審の中でご紹介をいただくと。都市計画審議会付帯意見をつければこういう意見書が地元市から出されてますというのは府の都市計画審議会でもご紹介されますので、そういう形にするのか、議事録の場合は事務官レベルで見ることになろうかと思えます。いずれにいたしましょうか。

《若林委員》

私は少なくとも府の方に問題点は指摘するべきだと思います。で、今のような諮問のあり方であればですね、ただ府の意思決定をトップダウンで承認すると、もうそれだけの手続きになってしまいます。それではやはり、この富田林市で諮問の対象とすることの意味がまずないだろうと。反面で、あの富田林市が諮問の対象にするというのは、地域住民に重大な影響を及ぼすから諮問の対象にするんですから。その影響について何ら資料が示されていない段階で意見を述べるというのはちょっと相当ではないと思います。

《議長：増田会長》

いかがでしょう。もしもよろしければ、先程、私の方からご提案させていただいた形で2つの意見書をつけて、という形で原案に対して皆さんのご意見を聞きたいと思えますけれども。いかがでしょうか。

《委員》

異議なし。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか、そしたら今の意見をつけて付帯意見付きで、原案を承認したということでしょうか。で、付帯意見に関しましては、もう一度言いますけれども、少なくとも、富田林市域の府決定路線の全体に対してどういう見直しがあったのかという全体像を示して、この廃止部分についての説明、全体の部分の説明をしてほしいということが1つですね。それともう1つは、やはり今後廃止をしていく、諮問をしていく、意見照会をしていく中で、やはり評価をした根拠を持って、要するに案を示してほしいという、この2点を要望として出すということでしょうか。

はい、そしたら皆さん意義なしでございますので、今に意見をつけて原案を可決ということでしょうか。

《委員》

結構です。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。それではそのように事務局の方で手続きをお願いしたいと思います。

あの、少しやはりあの、ある部分いろんな意味で権利を市町村に移管するとかいうような手続きの中で、少し大阪府の都市計画の手続きも少しやや混乱気味であるという風なこともあろうかと思っておりますので、やはり、自治体としては意見を出しておくというのも重要かと思っておりますので、ありがとうございました。

それでは、次に、次第の4. 報告案件に入っていきたいと思っております。

報告1「市街化調整区域における地区計画の提案について」ということで、地区計画に対する提案が出てきておりますのでご説明をお願いしたいと思います。

《事務局：原田》

まちづくり推進課の原田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、報告1「市街化調整区域における地区計画の提案について」報告させていただきます。

お手元の資料と同じものを、前面のスクリーンにも表示しておりますので、あわせてご覧下さい。

この案件は、去年、事前相談が出された時点で、本審議会にご報告しておりますが、今回、本提案が提出されましたので、再度「都市計画提案制度について」、また、「富田林市市街化調整区域における地区計画のガイドライン」について、説明させて頂き、その後、今回の提案内容と地区計画の流れについて説明させていただきます。

まず、「都市計画提案制度について」ですが、この制度は、平成14年の都市計画法の改正により、創設されたもので、土地所有者などの合意といった一定の条件を満たした上で、都市計画の提案ができる制度です。この表にある11種類の都市計画のうち、画面上で赤く着色されているものについて提案することができます。今回はその内の市街化調整区域での地区計画についての提案がございました。

次に「富田林市 市街化調整区域における地区計画のガイドライン」について説明致します。このガイドラインは、本審議会におきまして、平成19年度から20年度にかけてご審議いただき議決したもので、市街化調整区域における地区計画の基本的な考え方を示したものでございます。

提案される地区計画は、市の都市計画決定となりますので、提案できるものは、本市総合計画及び都市計画マスタープランなどに適合するものとしております。

次にこちらが、都市計画マスタープランの土地利用方針図となります。

市街化調整区域のうち、画面で赤い斜線をしているところが「土地利用調整エリア」となっており、都市的土地利用と自然的土地利用の調整を図るエリアとしております。市街化調整区域で地区計画をする場合、この土地利用調整エリア内としており、今回の計画地もこのエリア内となっております。

また、このガイドラインにおいて、土地利用ごとに、分類をしておりますが、今回の計画は、「非住居系の幹線道路沿道型」となり、区域面積は0.5ヘクタール以上で、かつ区域の過半が、歩道整備された2車線以上の幹線道路より100m以内とする立地要件がございます。

続きまして今回の提案内容ですが、地図上で赤で示した部分が今回の計画地で、近鉄喜志駅の南西側、外環状線の西側沿道の宮町2丁目での商業施設となっております。

ガイドラインでは、先ほどご説明しました非住居系の幹線道路沿道型での提案です。

次に拡大した平面図で見ますと、区域面積が約1haですので、0.5ha以上とする面積要件を満たしております。また、幹線道路の端をオレンジ色で示しており、そこから100mのラインが赤のラインとなりますので、区域の過半が幹線道路より100m以内という要件も満たしております。

次に提案の内容についてですが、この地区計画は、平成24年1月24日に、ニトリ株式会社から提出されたものです。施設用途は商業施設で、家具やインテリア専門の単独店舗で、場所は、宮町2丁目、区域面積が約1ヘクタールとなっております。建築物に関しましては、建築面積が約3,000平方メートル、延床面積が約6,000平方メートル、建築物高さが約11mで、20年の定期借地契約によるものです。

はじめに、事前相談があった時点で、審議会にご報告させて頂いたと申し上げましたが、その時点での計画との主な変更点としまして、区域に変更がございました。事前相談の時点での区域がオレンジのラインで示している区域で、一部こちらの水色で着色している部分に、区域に入っていない民家が残っていましたが、その後、土地所有者との協議の中で同意され、区域に含んだことで、より整形な赤のラインで示しております区域となりました。

続きまして、地区計画の流れについて説明いたします。これまでの経過とこれからの流れに分けて説明いたします。

まず、経過としましては、平成23年7月15日に、今回の地区計画の事前相談書が提出されました。

市はこの事前相談に対し、総合的な意見と今後の手続きなどについて回答を行うこととなっており、その内容は前回の都市計画審議会でご報告させていただきましたが、その市の意見を平成23年9月2日に、提案者に回答しております。前回の審議会でのご報告が、この段階になります。

提案者は、市の回答や、大阪府及び警察などの関係機関、また、地元との調整を行う中で、計画の再検討を行いながら、区域の確定や土地利用に伴う事前調整を行い、地権者全員の同意を得て、地区計画の提案が平成24年1月24日に提出されました。そのご報告が、本日の審議会となります。

次にこれからの流れとしましては、本日の審議会での報告後、地元説明会や引き続き関係機関との協議を行い、その上で原案を作成し、原案の公告・縦覧及び、意見書の提出を受けます。その上で案を作成し、それまで協議を重ねてきた内容で大阪府知事との協議や案の公告・縦覧を行い再度意見書の提出を受けます。今後の地元説明会や関係機関との協議の結果、現段階の計画内容の一部を、変更すること

もでございますので、その結果を本審議会にご報告し、その経過をふまえてご審議いただき、議決を頂けましたら、その後都市計画決定となります。決定後は都市計画法による開発許可の申請手続きを行うこととなります。また、ニトリ株式会社は、区域内の土地を所有していることから、都市計画法の提案者の要件を満たしており、また、区域内の土地所有者全員からの同意書が添付されていることを合わせてご報告させていただきます。

以上で、報告1「市街化調整区域における地区計画の提案」についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございます。

ただいま、正式に地区計画の提案が出されたというご報告がございました。何かご説明に対しましてご意見、あるいはご質問等ございますでしょうか、いかがでしょうか。中上委員どうぞ。

《中上委員》

この説明の中でですね、関係機関等との調整とか、あるいは関係機関等との協議とありますよね。これは、今さっきおっしゃった、大阪府、警察、地元、関係機関とはその三者とちょっといたらいいわけですか。

《事務局：原田》

一応あの、代表例として出させていただいたんですけれども、もちろん大阪府警本部ですね、で、あとは富田林警察であったりですね、外環状線に面しておりますので道路管理者である大阪府の土木事務所ですね、あとはもちろん地元の方ですね、そのあたりが地元は地元説明会、関係機関との協議は関係機関、今申し上げたような機関との協議ですね。で、あとは大阪府でもですね、総合計画課というところがこの地区計画の総合窓口になっておりまして、そちらの方にまず相談行って、内容を話しまして、そちらからまた例えば農林部局であったり、交通の部局であったり、環境の部局であったりというような大阪府の関係各課にも照会というのがかかります。そのようなものをまとめて一応関係機関との協議という形で表現させていただいております。

《中上委員》

それは協議であって、許可とかそういったものではないわけですね。

《事務局：原田》

そうですね。最終的にこのフローにも出てるんですけれども、知事の協議・回答というのがございますけれども、あのもともとはこれ同意ということが必要だったんですけれども、まあ市決定の都市計画ということですので、市の都市計画審議会での議決ということで決定となっております、知事とは協議という形ですね、同意が必要ということから協議ということに、都市計画の手続きの方針が変更されたことによって、協議をするという形に変わっております。ただ、まあやはり内容ですね、各関係機関からの意見っていうのは、全く無視するわけではなくて、もちろん今の計画に対してその意見を聞いて

て、できる限り、それを反映していくという形で進めて参ります。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。他いかがでしょう。

少し私の方からお聞きしたいというか、お願いしたいと思うんですけど、最後に議決のときだけこの都市計画審議会というふうに入っておりますけども、あいだに適切にここにご報告の場をいただけるのかどうかということです。いかがでしょうか。

《事務局：原田》

はい、これ最終的には議決が必要ですよということで表現させていただいておりますので、もちろん今後地元説明会であったり、先程ご質問いただきましたように関係機関との協議というのがございますので、まあ計画内容ももちろんちょっと一部変わってくると思いますので、その点についてはご報告させていただく形にしたいと思っております。

《議長：増田会長》

適宜ご報告いただくということで進めていくということで確認しときたいというふうに思います。ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《委員》

なし。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。その他の相談の方がいっぱいあって、突如としてこっちの方が先行したというような状況ですけれども、これについては今の流れの中で進めていただいて適宜ここへご報告をいただく、ということでよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

はい、そしたら5番目、次第の5番目でございます。最後の議案ですけれども、その他ということで、同じく市街化調整区域における地区計画提案、これは相談の段階ですけれども、出てるということでございます。

《林委員》

すいません。1時間になりましたのでちょっとトイレ休憩とっていただけますか。

《議長：増田会長》

はい、今日はあの冷えてることもございますし、ちょっとそしたら10分休憩をとりましょうか。11時10分再開ということで。

—休憩—

〈議長：増田会長〉

そしたら、休憩の適切なお提案いただきまして、ありがとうございました。

そしたら、少し1、2分早めですけれども再開をしたいと思います。

その他案件でございます。先程も言いましたように、地区計画の相談についてということでご報告お願いしたいと思います。

〈事務局：葉山〉

まちづくり推進課の葉山と申します。よろしくお願いたします。

それでは、その他の案件といたしまして、「市街化調整区域における地区計画提案の相談について」説明いたします。

今回の事前相談は、平成21年度の第2回都市計画審議会で報告させていただきました案件の変更であります。主な変更内容につきましては、区域面積が約5.8haから約6.0haに拡大されております。場所としましては、平成18年に大規模開発により住宅地開発されたハロータウン金剛の北側で、本市伏山一丁目及び大阪狭山市東菜葉木三丁目地内に位置しています。提案者は、前回と同様に株式会社サンユー都市開発及び関西建物工業株式会社で、土地利用目的は戸建住宅となります。

今回の変更に関する事前相談は、平成23年10月20日に事前相談書が提出され、平成23年11月21日に提案者に対し、市の意見回答をしています。

それでは、市が提案者に対し回答した意見書の内容につきまして、要約して説明いたします。まず、基本条項としましては、本市総合計画に基づき、地域環境の向上に資する公共公益施設整備の伴う良好な土地利用を図り、地域に寄与するものとし、今後協議を進めていくにあたり、関係機関と協議することとしております。

道路関係としましては、区域内の道路は本市に帰属するものとし、周辺道路も含めた交通安全対策や交通処理等について関係機関と十分協議することとしております。

公園緑地関係につきましては、本市緑の基本計画に基づき、自然と調和した緑地の確保に努め、設置される公園については本市に帰属するものとし、その詳細について協議することとしております。

上水道関係としまして、給水設備の詳細について協議することとしております。

排水関係の污水計画につきましては、公共下水道への接続等に関して調整することとし、また、雨水計画につきましては、区域周辺に浸水等を起こさないように調整池などを設け、その規模や構造について、大阪府等の関係機関と協議することとしております。

農業関係としましては、周辺農地へ配慮することや、農地転用について農業委員会等の関係機関と協議することとしております。

消防施設関係としましては、消火栓や防火水槽の設置及びその詳細について協議することとしております。

環境関係としましては、公害関係法令などを遵守し、周辺の生活環境の保全に努めることとしております。

衛生（廃棄物）関係としましては、ごみ置き場の詳細について協議することとしております。

防災・防犯関係としましては、開発区域内に防犯灯を設置することや災害時の避難場所を周知するために避難誘導看板を設置し、その詳細について協議することとしております。

文化財関係としましては、試掘調査をする場合、事前に調整することとしております。

集会所施設としましては、集会所を設置し、その規模や施設内容などの詳細について協議することとしております。

教育関係としましては、工事施工の際には、通学時における児童・生徒の交通安全対策を講じるよう指導しております。

行政区域境界につきまして、本計画は本市と大阪狭山市をまたがる計画であります。行政区域境界を変更する場合は、原則等積交換とすること、また、道路や水路といった半永久的な公共構造物により境界を設定することとしております。

地区計画関係としましては、本市及び大阪狭山市、大阪府の市街化調整区域における地区計画のガイドラインを遵守すること。地区計画の提案時には地権者等関係権利者の同意を得ていること。また、本地区計画は、平成19年11月改正の大阪府市街化調整区域における地区計画のガイドラインの附則の経過措置に基づくものであり、その経過措置の期限としては平成24年11月30日までに都市計画法第17条の規定に基づく縦覧の告示が行われていなければならないため、速やかに関係機関との協議を行うように指導しております。

他法令関係・その他としまして、開発許可に関する大阪府との調整や工事期間中における防災対策や交通安全対策といった事項に関して回答しております。

続きまして、今後の流れについて説明いたします。

提案者は、ただいま報告しました市の意見回答を受け、大阪府等の関係機関と協議をするため、資料作成や交通量調査を行っている模様です。現在はこの段階ということになります。

本提案につきましては、面積5ha以上の計画であるため、大阪府との事前協議の際には、大阪府土地利用等調整協議会に諮る必要があります。この土地利用等調整協議会では技術的な意見調整が行われることとなります。その後、地区計画提案ということになります。

今後、提案者から地区計画提案がなされた際には、審議会にご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、その他の案件といたしまして、「市街化調整区域における地区計画提案の相談について」の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

ありがとうございました。ただいまご説明のありました地区計画提案の相談内容についてということでございます。

何かご質問等。はい、林委員、どうぞ。

《林委員》

今説明を受けまして、私事でございますが、この地域の近隣の富田林の須賀町という所に在住しております。第1回目のハロータウンができて、いよいよ噂になっていました第2のハロータウンができるかなと、開発に対しては、私は賛成者でございますが、実はですね、この第1回目にできましたハロータウン金剛という名称がついておりますけれど、これができて、金剛伏山台も本当に活発に、人口の多いところで、須賀町も合わせてどれくらいあるのでしょうか、2千軒以上はあるんですけども。



実は、この地図で見ていただきたいんですけど、国道310号線、大阪狭山市の草沢交差点というのがございまして、これはややこしい交差点でしてね。橋に跨っているような交差点で、議会でもしっかりとしてですね、交通安全対策について質問してきたんですが、なかなかこう、皆さんの安全対策が十分になされないというような現状で来たわけなんですけど、それは今説明のありました執行部、またここにおられる議員さんも熟知しておられることなんですけど、一番大事なことは、こういう資料を作成されている中で、議会でこういうことが、問題になっていきますよということを開発業者に言っていたという段階がどの程度なのか、伺いたいことと、全体的に見まして、詰めが甘いというのか、市は相談にのって、法の整備に間違ってなかったら、相談や意見を言いながらも許可していく状況なんですけどね、なんか全体的に許可する詰めが甘い、というのが、私の、ここの開発だけじゃないんですけど、全体にいつも思っていることなんです。

交通安全対策だって、今の話ではございませんけれど、後で住民さんやいろいろな人が難儀されるわけなんですけど、全部後手になっているわけなんですよね。

なぜこういう先を見た開発の、市はお手伝いをしていかないのかな、というのが、私のごく自然体の気持ちなんですよ。

ここでしっかりと私は府に対してね、今事前協議を相談を受けられて、土地利用等調整協議会に持っていきはるということなんですけど、ここでやはり皆さんの承認を得ればですね、何とか付帯意見書っていうんですか、わからないですけども、そういうのを付けていただいてね、道路整備ってというのは警察も関係してくることなので、やっぱりそういう力関係をここで私は示していただかないと、ちょっと、私、納得できないというのが私の信条なんですけど、その辺あたりは、執行部はどうなんでしょうか。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。議会との経過がどれくらい伝わっているのかどうかという話と、やはり交通問題が非常に大きなエリア、これは前回もここでご報告あったときにそういう議論もございました。交通対策というのに対して、どの程度踏み込んで指導しているのかというこのあたりやと思いますけどいかがでしょうか。

《事務局：浦》

道路の持つ形態機能等、非常に地域の皆さんに与える影響は大きいという観点ではおりますが、ご意見にございました懸念されます310号線との交差の状況ですね、私どもの方、同じまちづくり政策部の方で対応させていただいておりますので、協議等通して知り得ている部分につきまして、状況をご説明させていただきます。

先ほどの資料の位置図を示す図にもございますが、お話にございますハロータウン金剛、こちらの方は既に戸建住宅が完成してたくさんの方がお住まいになっておられます。この計画の折にも、今お話に出ましたご懸念される交通の処理についてお話はお伺いしております。

現状こちらの方につきましては、草沢交差点付近ですね、そちらの方に交通が流出、そちらからの流入という形態になっておりますので、その点につきまして、交通渋滞が慢性化しているというご指摘を以前からいただいております。

ただ、この交差点の所在地が大阪狭山市行政区域内になりますので、以前から本市といたしましては、大阪狭山市さんの方に向けまして、ご指摘の点につきまして、申し入れを行っております、大阪狭山市さんの方で所轄警察並びに310号線の管理が大阪府の富田林土木事務所の方になりますので、そちらの方と協議を進めていただいております。残念ながら、まだこれといった進展はあるようにはちょっと聞いておりませんが、今回この相談につきましては、そのような以前からの状況はもちろん説明させていただいておりますし、あと、そういう交通渋滞が蔓延化しているという状況を踏まえまして、今まだ相談の段階で計画内容は明らかに決まってないですけども、そちらの方に集中する交通をですね、できるだけ分散するような形で310号の方に集中しないようにというような形で、今後も協議の方を進めさせていただきたいと思っております。

あと、そういう風な指導の中で許可に対してですね、どうしても合法的な手続きの中では我々にも限界はございますが、できるだけ交通を分散させるというのを念頭に置いて、指導と申しますか、協議を進めて参りたいと、そのように考えております。以上でございます。

〈議長：増田会長〉

はい、林委員どうぞ。

〈林委員〉

今、執行部からの説明を受けまして、いろいろ指導、助言をしていただくと思うんですが、ちょっと付け加えてですね、310号線の草沢交差点のことを申し上げましたが、もう1点、南海高野線の滝谷駅からすぐ第1ハロータウン金剛の近くに踏切がございます、これも伏山台小学校に通う生徒が伏山町の旧住民ですね、そこからも要望をいただいておりますが、本当にこの開発に向けての心配は、子どもの特に安全対策を考えていただきたいんで、何とかしてほしいという声も出ておりますのでね、これも踏まえて、私は議会では踏切のことは出してませんけれど、こういうのができてくるとますます小学校に通う通学路として大事な問題なんですね、何とかこの都計審の中でそういう注文といいますか、私は、これは業者が解決する話じゃないと思うんです。というのももちろん府道泉大津線にも関わってくる問題でもございますし、府が許可を下ろすんですから、都計審から富田林から意見を出してですね、そういうことをちゃんと早急に対処していくとか、何か文書表現を私は自分はそういう作文できませんけれどもね、都計審で決定していただいて、市からそういう文書を作っていただいて送っていただける処置をこの場で決定していただきたいんですけど、よろしく願います。

〈議長：増田会長〉

いかがでしょうか。基本的にはまだ報告事項で、審議案件ではございませんので、何かここで我々が審議会として決定するという話ではないんだろうと思うんですね。

ただ、これから事前協議を進めていく中で、前回も少しございましたけれども、別件で通学に対しての安全性を十分に配慮してほしい、という風な要望を出すと、いう風なことは可能なのかなと思いますね。

従いまして、だからこの場合については、今のご発言の中で通学に対する安全性の観点と、もう一つは周辺の幹線道路に対する道路の負荷の観点ですね、特に交差点処理も含めた、そこをきっちりと調

整をして安全性なり、渋滞緩和ができるということを強く要望するという、そういう要望は出せようかと思えますけれども。

《林委員》

会長の説明もよくわかるんですが、現在、確かに相談の段階ですからね、強くも出れないんですけど、それぐらいの気持ちでいかないと、私はここのハロータウンだけの開発の問題じゃないと思うんですよ。

これから市に対していろんな開発業者が出てきますし、何かその、何か知らないけど全体的なやっぱりね、許可というより、相談が流れていって府が決定していくことなんですけど、府が一番責任があると思うんですけどね、それに対してやっぱり私たち地方自治体としてね、府に物に対する申すというところを持っておかないといけなかなと私は思っているんですね。だから、それを踏まえた準備・心得をして、今後の協議になっていったらいいな、と思っているんです。

ただ私もまだ勉強不足の段階ですから、十分なことは言えないですけどね。

《議長：増田会長》

これは、府の方は土地利用等調整協議会、当然ここでは議論がされます。ただし、地区計画はここでの決定事項ですので、我々に専決事項がございますので、府が頼りなければここで棄却すればいいわけで、ここできっちり議論ができるということなんだと思います。

我々審議会としては、むしろ要望できるというような、先ほどどこにその要望書を出すのかというのは、まちづくり政策部というんですか、市の中の担当部局に対して、審議会として交差点処理を含めた交通対策をきっちりとしなさいということと、通学に対して安全性がちゃんと確保できるようにちゃんと指導しなさいという要望書を我々が出すということは可能だと思うんです。

地区計画が正式に提案されるところで審議しますので、それが満足されていなかったら、極端なことをいうたらここで皆さんの可否を、是非を問うたらいい、ということだと思いますけれども。

はい、そんなことでよろしいでしょうか。

いかがでしょう。今言った2点を強く要望するということがいかがでしょうかね。もしも皆さんご賛同いただけるのであれば、今日はそういう形で、審議会としてこれからの指導にあたって、2点を特に強く指導してほしい、という要望を出すというのはいかがでしょうかね。よろしいでしょうか。

《委員》

意見なし。

《議長：増田会長》

ありがとうございます。他何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

やはり、こういう開発があって、市がある程度一定の地域活性化が起こると同時に、やはり住まわれている方、あるいは過去の生活環境問題が悪化しない、あるいはそれを契機に改善していくというのが本来の開発の姿でございますので、今ご指摘いただいたような内容を審議会として、要望として市の方にお出ししたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

他いかが、よろしいでしょうか。

《委員》

なし。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございました。

今日はかなりいろんな意味で意見交換をさせていただきました。こういうような意見交換は非常に重要やと思いますので、極力こういう機会をもっていきたいと思います。

この案件に関しましても、先ほどの案件は正式に出されてからもここに適宜ご報告いただきたいという話でございます。これはまだ相談の段階ですけれども、適宜ここに色々な課題を、前の案件よりも課題を保有してそうですので、適宜ここにご報告をいただきながら、我々の意見を反映できるようにといった風な手続きを、これも合わせて市の方をお願いしておきたいと思います。

よろしいでしょうか。事務局何かその他ございますでしょうか。ないでしょうか。

ひょっとしたら来年度というのは回数が増えるかもしれません。審議会のですね。それも市の方で少し検討していただきたいと思います。開催時期も含めてですね。

どうもありがとうございました。これで平成23年度の第2回審議会を閉会させていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。